

平成22年4月

第7回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月23日（金）

防 府 市 議 会

平成22年第7回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日時 平成22年4月23日(金) 午前10時00分

○場所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊藤	央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大田	雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安藤	二郎
〃	河杉	憲二
〃	木村	一彦
〃	重川	恭年
〃	田中	健次
〃	田中	敏靖
〃	土井	章
〃	藤本	和久
〃	松村	学
〃	三原	昭治
〃	山田	耕治
〃	山根	祐二
〃	山本	久江

○欠席委員(0名)

○委員外議員（１名）

行 重 延 昭

○参考人（２名）

前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 重 田 道 正

前山口県廃棄物・リサイクル対策課
ゼロエミッション推進班長 才 本 光 穂

○出席書記

森 重 豊

午前 10 時 開会

○伊藤委員長 ただいまから災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願いたします。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開といたします。

議事に入る前にお諮りをいたします。カメラ等での撮影、録音につきましては、参考人の方が入るまでといたしたいと存じますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、そのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方、御協力をよろしくお願いたします。

ここで土井委員より、会議規則第 62 条の規定により発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許します。土井委員。

○土井委員 すみません。4月21日の委員会における私の発言の中で、最近では使ってはいけないという不適切な言葉が入っておったのがあります。その一部を取り消しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 お諮りいたします。土井委員の申し出のとおり、この取り消しを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。よって、土井委員からの発言の取り消しを許

可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午後 10 時 02 分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより議事に入りたいと存じますが、本日配付された資料がございます。これを精査する時間というのは必要でしょうか。大体ごらんになっていただけましたか。

それでは、暫時休憩といたします。

午前 10 時 02 分 休憩

午後 10 時 10 分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

参考人質疑

○伊藤委員長 本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題として調査を進めます。

本日、本件について、重田前廃棄物・リサイクル対策課長と、才本前ゼロエミッション推進班長に参考人として出席をお願いいたしております。

なお、委員各位に申し上げます。本日は限られた時間の中で災害土砂処理委託に関する重要な問題について、参考人の方に発言をいただくものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げることをしないよう御協力をお願いいたします。

では、これよりカメラ等による撮影、録音を禁止いたします。

それでは、重田前課長と才本前班長に入室していただきます。

〔重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長、才本前ゼロエミッション推進班長 入室〕

○伊藤委員長 重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長、それから、才本前ゼロエミッション推進班長におかれましては、お忙しいところを御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしく申し上げます。

これよりの進行については、各委員からの共通事項について、私より質疑させていただきます。その後、各委員より質疑をお願いいたします。

失礼しました。才本班長、大変御無礼いたしました。

それでは、私の方から質疑させていただきます。よろしいでしょうか。

まず1点目でございますが、一般廃棄物の処理義務についてお伺いいたします。

この処理義務は市町村にあるとされておりますが、その根拠、これは廃掃法の何条によるものと考えておられますか。すみませんが、マイクを近づけてお願いいたします。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 廃棄物処理法第6条の2に一般廃棄物の処理等については市町村に処理責任があるということの規定がございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、9月15日、市は、防府市は顧問弁護士に法律相談をしております。その理由の一つに、スケルトンバケット、トロンメルは従前処理施設の許可は不要であったが、県がこの施設が廃棄物処理施設ではないかと言いだしているということを記載して弁護士に相談をしております。

で、市がこの情報について、県はいつごろ方針を変更されたのか、またその通知というものは出されたのか、これについてお答えください。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今言われた9月15日ということでございますけれども、それ以前に、記録によりますと9月3日にクリーンセンターのほうから保健所のほうに、トロンメルについて一般廃棄物処理施設に該当するかどうかという御照会があったと。で、これに対しまして、9月8日の日に、保健所のほうから市に回答をしております、トロンメルについては、いわゆる処理施設に該当しますよと。そして、日量当たり5トン以上の能力があれば一般廃棄物処理施設ということで許可が必要ですよということをお答えしたということでございます。

ただ、その当時は、スケルトンについては防府市から伺っておりませんので、特に回答はしていません。

○伊藤委員長 この回答ですが、文書によるものでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 口頭でございます。

○伊藤委員長 防府市と契約いたしました維新ですが、自走式スクリーンの許可を4月8日に受けておられます。許可申請を県に出されましたのはいつでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 昨日、市議会のほうから資料請求がございまして、資料提供させていただいたものを見ていただけたらと思いますけれども、3月15日付で許可申請書が提出されております。

○伊藤委員長 当初、スケルトンバケットについて、グレーゾーンという回答があったと、市のほうは申しておりますが、このグレーゾーンという言葉の持つ意味、これについて御説明ください。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 10月16日の日に防府市のほうから保健所のほうに御照会があった際に、保健所の担当のほうがスケルトンについてはグレーゾーンということをお答えしたということでございますけれども、グレーゾーンというのは一般的に許可が必要、あるいは必要ないということが、その時点では判断できないと、してないという意味でございます。これは通常の産業廃棄物等の施設等の場合によくある話なんですけれども、よくよく精査してみないとなかなか判断できないというのがございます。というのは、産業廃棄物の場合は各事例によりまして、個々に判断すべきことが多いでございます。したがって、どういった処理をされるのかということをお細かく精査していかないと、判断できない場合が多いでございます。そういったことから、10月16日に直ちに聞かれてもそれは判断すぐできませんよということをお答えしたということでございます。

○伊藤委員長 今、産業廃棄物の場合はとおっしゃったけど、一廃の間違いですか、それとも産廃の……

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 いやいや、これは一般的な話で、私ども産業廃棄物の主に所管をしております、通常の許認可事務というのは産廃品の方が非常に多いでございます。産廃業務の中で通常そういったよく精査して確認した上で判断するというのが通常事務が多いということを申し上げたんです。

○伊藤委員長 日量5トン以上の処理能力を持ったスケルトンバケットについて、年内はグレーゾーンという判断であったと。それが1月13日以降、明確に黒と、変更されたということではありますが、この理由はどういうことによるものでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回、本委員会のほうに記録ということで提出をさせていただきましたけれども、この提出された資料の鑑にですね、ずっと私どもの資料の流れをおつけしておりますけれども、10月16日以降、私どもが市の方に対して具体的な処理計画をお出しくださいと、見せてくださいということをおっしゃいました。

それで、12月1日にもですね、どういったことを私どもが知りたいかということで、文書をお出しして、こういう具体的な処理がわかるものを出してくださいということをお願いしました。

ところが、そういったものを出していただけない状況でございましたけれども、私ども何とか早い時期にこの災害廃棄物を処理する上で判断する必要があるということを思っておりますので、ちょうどその国のほうの災害査定がございまして、当初12月からいろいろ災害査定の申請手続き等をされておったわけでございますけれども、ようやく1月13日の災害査定時に環境省が来て災害査定等をしたんですけれども、その折に、具体的な

処理の流れ等をわかるような資料を市のほうで提示されて、スケルトンでどういった処理をして、どういった量が、動きと言いますか、なるのかというのが一つのフローということで理解できたということでございます。

それを受けまして、県の方で許可が要るのか、要らないのかということをお判断いたしまして、1月26日に市のほうに、これは許可が要るような施設ですよということをお伝えしたということでございます。

○伊藤委員長 2月10日付——これ文書の番号であります、平21廃り対策第3189号のみなし許可施設とは、市町村が処理業の許可をするに当たって使用すると記載された施設、ここではロータリースクリーン1基、スケルトンバケット1基、これについてみなし許可とされたという解釈でよろしいでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 基数については、これ私どもが把握しているわけではございません。あくまでも今回、スケルトンバケット等を処理施設に当たるということで判断いたしましたので、そういった施設についてみなし許可施設としますよということをお伝えしたということでございます。

○伊藤委員長 機械の特定はしていないということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 台数等は、私どもは現地で確認をしているわけではございませんし、要はその施設かどうかということをお我々は確認したんです。施設に該当するということをお判断したわけですから、そういったそのロータリースクリーンとかスケルトンバケットは廃棄物処理法上の許可対象施設ですよということをお示したということです。

○伊藤委員長 可動式の重機で施設許可をとった場合ですが、これ作業場所ごとに許可が必要でありましょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 可動式というのは、いわゆる移動式ということでおぎましょうか。

○伊藤委員長 そうです。動かせるということです。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 通常、産業廃棄物の、例えば建設・解体等の場所でこういった移動式で破碎・選別等をする施設が多うございまして、従前から産業廃棄物の場合、施設許可等を出しております。で、当然その移動するわけでございますので、移動する場所ごとに、それぞれ例えばミニアセスをやったりとかというのは大変でございます、またその業務ごとに場所がかわりまして、それをまた事前に予期してアセスやるなんていうのはとても難しい話でございますので、そういったことでこの移動式の場合は、特に破碎・選別等の施設は課題になるのが、騒音、振動、それから粉じんぐらいの

ものでございますので、そういったものがちゃんとある程度その場所によって評価できるようなやり方ということで、一般的にやっております。

今回、お示しした、きのうちちょっと提出した資料を、申請書をおつけしたと思います。ちょっと具体的に見ていただけたらと思いますけど、申請書の119ページ、ちょっと見ていただけたらわかりますか。

こういった作業をする場合に、県条例等で規制基準値等がございます。音の騒音、振動等ですね。そういった場合に、119ページの中段の表を見ていただけたらと思うんですけども、要はそういった移動式の機械等を使って作業をする場合に、こういった生活環境上の配慮しなきゃいけないかということでありまして、音の場合ですと、例えば、この表は音ですけども、音の場合は、その機械を置いている場所からどれだけ距離を置くこと、離れることによって音がどんどん減少してきますね。したがって、どういう場所でやる場合は恐らくいいですよ、だめですよというのがこの丸と三角の表に示してございます。

当然のことながら、例えば、一種住居地域等でやる場合は、当然近場ではできませんし、かなり距離を置かないと生活環境上できないとか、そういったことで評価をするということでもあります。

したがって、事業者の方は一般的に工事現場等でこういった重機を使う場合は、こういった評価をもとに、どれだけ距離を置いた場所で作業をするかとか、そういったことを十分、念頭に置いてやられるということでございます。

そういったことを県の方も実際の作業場で確認、監視するというようなことになります。

○伊藤委員長 我々のというか、一般的な考え方では、その環境影響調査であると、その場所ごとにしないと意味がないというふうなイメージがあるんですが、そういうものではないということでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 固定式に長期間、例えば、ごみ焼却施設とか最終処分場のようにずっと長期間、固定した施設ということになりますと、当然のことながら広くアセス等をやっておりますね、環境配慮等についてチェックする必要がありますけれども、移動する場合は短期間であり、またその周辺の影響ということも軽微な移動式の施設ですので、そういったことで事業者への余り過剰な負担にならないようにというような手続きを、この廃棄物処理法ではしているということでございます。

○伊藤委員長 維新に対する4月8日付の一般廃棄物処理施設設置許可書において、設置場所のところには保管場所が記されておるということですが、今のような考え方によってその設置場所を限定しないということですかね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 一応、移動するということなので、基本的

には保管場所をもって設置場所というふうに規定しています。

○伊藤委員長 私からの質疑は以上でございます。

それでは、各委員より質疑をお願いいたします。

○土井委員 いつも私が先陣を切ってすみませんが、お忙しいところすみませんが、数点お尋ねをいたしますが、まず先ほど委員長から話がありました、9月3日の日にトロンメルが該当するかどうかの照会が市からあって、該当するというふうにお答えになったと。でスケルトンは照会がなかったということですが、市の説明によりますと、21年の8月25日にスケルトンバケットなりトロンメルの許可をこの業者に与えているわけですが、その時点より前にそのトロンメルは該当するというふうに変えられたのか、その後の方針が変わったのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 トロンメルについても、今回照会がありまして判断したわけですが、それ以前は特に許可が要る、要らないということは判断しておりません。

○土井委員 そうすると、初めて防府市から県下の市の中の防府市から9月3日にトロンメルは要るか、要らんかという照会があって、初めてその場で県としての方針が出たということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 そうでございます。

○土井委員 そうすると、防府市が聞かんにゃそれで済んだということですかね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 あくまでも一般廃棄物処理施設でございますので、基本的には、先ほど6条の2の話をしましたけれども、市町村の固有事務ということでございますので、そういった一般廃棄物にかかわる業務はない限りは、こういった照会というのは基本的にはない話でございますので、通常あり得ないようなことでございます。

○土井委員 それで、答えは初めてそのときに出されたんかもしれませんが、県のその腹として判断されたのもこのときが最初ですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 一般廃棄物処理施設についてはこのときでございます。

○土井委員 なるほどね、はい。維新以外に最近、最近と言うのは年がかわってですが、廃棄物、一般廃棄物の処理施設の施設設置許可を県に出した動きがあるということをお聞きしているんですが、具体的に申請があったことは事実でしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 現時点で、一般廃棄物処理施設の設置許可申請があるものはございません。

○土井委員 2月3月ごろにあったか、なかったか、あるいは相談でもいいんですが。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 申請等は具体的にはございません。

○土井委員 相談もございません。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 相談はあったということでございますけども。

○土井委員 申請はないけども、相談はあったということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 そういことです。

○土井委員 相談はいつごろあったんでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 ちょっと今、私の方は把握しておりませんが、相談段階のものなんで。

○土井委員 いいですかね、まだ。2月10日付の先ほど委員長がお伺いしましたみなし許可施設についてですけども、基数は把握しておられないということですが、もっともそうでしょう。市が許可、業の中で許可しておるんですが、その業として許可をするときに、スケルトンバケット1基、トロンメル1基というふうに表示をして作業工程がですね、表示をして処理業の許可を、防府市は出しておるわけです。

そうしたときに、県のほうのその当時の御回答は、市町村が処理業の許可をするに当たって使用すると記載された施設のみとどうのこうのというふうにかこう書いてあるんですが、県からの回答は。そうすると、市への申請がスクリーンバケット1基、トロンメル1基ということは、みなし許可もこの1基ずつに与えられたというふうに判断してよいかということが委員長の質問の趣旨だったんですけども、基数はもちろん、その当時はどういう申請が市になされたのか御存じないでしようが、そういう解釈で1基ずつあるというふうな解釈をしていいかということ、ちょっと確認をさせていただきます。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 実は、まだこのみなし許可についての事務手続きが、まだ済んでおりません。基本的には通常その経過措置に伴うこういうみなし許可の場合、事業者から何らかの届け出をとりまして、私どものほうに現にかこういったみなし許可を与えた時点で事業者が使用していたとか、市の処分業の許可を持っているか確認した上でみなしましょうという手続きをするわけでございますけど、まだ実はそれが済んでおりませんので、私どもとすればまだ実際に防府市の業者さんが何基お持ちで、何基についてみなし許可を与えたということを事務的に確認しているわけではないということ、申し上げたんです。

○土井委員 ですから、一般論で今申し上げましたのが、防府市にはその当時、スケルトン1基、トロンメル1基ということで、1基を使用するというので市は許可を出してい

るわけですよ。ですから、その時点では1基1基しか持ってなかったわけですが、ここで2月10日の県からの課長さん名の回答が、「5トン以上ある施設については、設置許可を要するとの判断を示しているところであるが、過去に一般廃棄物処理施設の設置許可を得ないで一般廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処分業に使用する施設に限定し、経過措置として、一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすことにしました。（いわゆる「みなし許可施設」としました）」というふうに、実は書いてあるわけですよ。

ですから申し上げているんで、申請、あるいは市が許可したのは1基1基ですけども、その1基でも持っておれば同類の機械を100基導入してもすべてその100基についてみなし許可が与えられたと判断していいのかどうかということを、ちょっとお尋ねしているんです。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 わかりました。今、2月10日の通知に、今、読み上げられたとおりでございまして、現に処分業の許可をお待ちのときの施設のでありますから、今おっしゃるとおり、1基であれば1基ということになります。

したがって、後段言われたように、その業者さんが1基以外にどんどん増やしていかれるという部分は新規の設置許可になるということでございます。

○土井委員 わかりました。それならいいんですが、質問がまずかってからまことに申しわけございませんが、そういう回答が、明確な回答がいただければそれで、ありがとうございます。

このたびの申請、自走式、振動式というんですが、スクリーンの申請ですけども、保健所のほうから、今保健所と言っちゃいけません、2月10日に事前協議が終了したと、こういうふうな報告が上がっておりますが、これ事前協議はいつごろからスタートしているかおわかりでしょうか。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 事前協議につきましては、防府健康福祉センター、今ありませんが、が受け付けておりまして、それをいつごろから話があったかというのは定かではございません。

具体的には追加で出していただいた許可申請書のはじめの辺に、事前協議の受付と終了が2月の8日に事前協議の届け出を受けて、2月の10日に終わったというふうに、6ページですか、ありますね。そういったことが承知しておるだけでございます。

○土井委員 そうですか。いつごろからスタートしたか。例えば、ミニアセスなんか9月の何日とかちゅうのもあったりもするんで、かなり前からそういう事前協議がなされていたんかなという感じがします。わかりました。

その次ですけれども、市が直接施設を設置をすれば届け出で済むと、大きい機械であってもですね、少々大きな機械であっても届け出で済むと。で、その本会議でも届け出で済むんならばそれでやればいいじゃないかという、こういう質問も出たんですが、そうしたときに、いやそれも検討したけども届け出であっても相当のそのアセスに期間を要すると。で、市の答弁はいろいろある中で、去年の秋ぐらいには環境影響評価、本当ならミニアセスのことだろうと思うんですが、半年から1年かかると。これはその後のここでの委員会では言われたじゃなくて、自分らが相当長期で言われたからそういうふうに判断をしたというふうにあったかもしれませんが、その後、3カ月から4カ月、最後には約1カ月というふうに、どんどんどんどん市の回答は変わってきているんですけども、ミニアセスの場合は市が今から届け出をしてやろうとしたときにはどのぐらいで、今の自走式スクリーンの許可申請でいくと、ほとんど、実際にはアセスはしないで機械の性能と、あるいは機械の発する騒音と、それとその地域の住専であるか、準工であるかというところとのすり合わせで住専のところでは使うちゃいけんとか、そうでない家のところでは工業地帯であるとか、あるいは防府で言うと大久保の最終処分場みたいな、だれも付近におらんときには少々騒音がしても関係ないよというようなすり合わせの評しかしてないで、具体的な評価は、評価と言うか、その現状での、現場でのその調査とかいうのは全くしてないわけですよ。

そうしたときに、そういうものであればということになるんですが、防府市がもし設置しようとしたときに、そのアセスがどうだこうだという部分について、どのぐらいの期間を要するというふうに判断をされておったかお答えをいただけたら助かります。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回の件でいろいろ今言われたように、半年とかいろいろ言われてますけれども、具体的に私どものほう、保健所のほうから市のほうに対して1年とか半年とか言ったような記録はございません。

で、長期間に及ぶというのは、例えば、ごみ焼却とか処分場とか大規模なものは半年、1年かかるものもございます。ところが今回のように移動式のもので、なおかつ破碎というような簡単な施設のような場合は、今回の維新の事例でもそうですけども、1カ月弱ぐらいでございますよね。

で、ミニアセスと申しましても、実際に現地調査はないわけですね。したがって、書類上の、例えば騒音でしたら距離の減衰式で計算上やるとか、そういったことで評価をしていただければ十分わかるわけでございますから、私どもそういう意味で、2月でしたか、できるだけ許可申請も短期間でやりますよというお話を市のほうにさせていただいたところですけども、標準処理日数は61日間ということあるんですけども、こう移動式という

ことに限定して考えますと、1カ月足らずで十分許可申請、許可に対して私どもの方で結果を出せるというようなことをございます。

○土井委員 大体今の機械とかそういった部分についての質問、またあと別の項目があれしませんが、ほかの人に譲りましょう、とりあえず。

○伊藤委員長 ほかに。

○三原委員 それでは、私の方からちょっと数点ほどお尋ねをいたします。

まず最初の出発点の10月16日ですね、市のほうが保健センターのほうにスケルトンについての取り扱いについて相談に行くと。そこで今の回答では、グレーだからという回答しかしていないと。市のほうではこのグレーということは言われたと。ただし、それじゃあスケルトンと人海戦術でやられたらいいじゃないですかというアドバイスを受けたということなんですが、その点はいかがですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 これは担当した保健所の職員もよく確認したんですけども、全くそういうことはないということをございます。具体的に、実は委員の皆様方もちょっと思っていただければいいんですけども、その10月16日当時というのは、まさにスケルトンで処理できるかどうかとも我々判断してもわからなかったんですね。わからない状況でこうやったらどうですかとアドバイスをできるはずがないというふうな私の思いでございまして、また保健所の担当も言っていましたように、そんなことは言ったことがないというのが、私は正しいのかなと思っています。

○三原委員 それで、市のほうは、市のほうですよ、市のほうはそういうアドバイスを受けて、さらに確認をとるために10月30日に文書での回答を求めたとしていますが、これはどうなんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 正確には10月30日ではなくて、11月の2日をございます。私どものほうに、保健所のほうに照会があって、あるいはその課のほうに照会がありましたのは11月2日をございます。その折にトロンメルについての照会、それからスケルトンとニブラでしたか、照会がありましたと。で、ところがスケルトンについては、私ども具体的なものを、処理計画等を見せていただかないと判断できないということを前から申し上げていたとおりでございまして、そこを、具体的なものを一緒に示していただければ回答できますけども、それがなかったら回答はできませんよということをお答えしたということです。

したがって、文書でこれはどうかどうかと言われても、そもそも判断し切れないもの、できてないものは回答しようがないですよという趣旨で申し上げたということです。

○三原委員 それで、市がもう一点その部分で確認をとるために保健所に、今言われた

11月2日ですか、文書を持って行ったら、文書で出されると黒になると、文書回答は大変難しいので、先ほど申しました、10月16日言われたような方法でどうですかということのアドバイスを受けたということなんですが、その点はいかがですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 黒になる云々というのは全く記録がございませんので、私もわかりません。ただ、11月2日、保健所の担当副部長がその市のクリーンセンターのやりとりの中で、その当時、トロンメルについては許可が必要ということ、もう既に判断しておったわけですね。

したがって、スケルトンについても今は判断してないけども、許可になる可能性もありますよということは、その11月2日の時点では口頭でクリーンセンターの方にはお話しておったということでございます。

多分その意味で黒とか何とかいうことの話になるかもしれません。そこは私よく理解できませんけども、そういうことだと思います。

○三原委員 それ以前に、先ほどの話で9月4日ですか、トロンメルの場合は許可が要ると、ちゃんと回答ができたけど、スケルトンの場合はまだ処理計画を見ないとわからないと、その時点で5トン以上あればということで、5万立米ということをお勧めしたとき、指導的な観点からこの部分はお伝えになったわけですか。5トン以上の、1日処理が5トン以上超える場合、施設とみなされますよという点については指導なさったのかどうかと。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 5トン以上になれば一般廃棄物処理施設となったのは法律の、法令上にですね、書いてあることとございまして、当然市は知っておられることであって、私どもがあえて申し上げることではありませんし、それは十分承知の上で指導しておったということだと思います。

○三原委員 それで、1月13日ですか、1月22日じゃったかな、ちょっとすみません、みなし許可が必要だという判断をされたということですけども、もう一度みなし許可を出された理由、みなし許可だという判断された理由を、もう一度ちょっと聞かせていただきたい。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 先ほどもお答えしましたが、1月26日に一般廃棄物処理施設に該当しますよということをお断りして、防府市にお断りしたということとございまして。じゃあその取り扱いをどうするかということで、現にそういうスケルトンという施設を処分業のほうで、一般廃棄物処分業でもお使いになっているという実態もあるということをお断りしたので、これは廃棄物処理法上の経過措置で、先ほども申し上げましたように、一般的にある施設が許可になった場合は、経過措置として現に使われているものは許可があったとみなして便宜を図る行為がございまして、そ

れと同じような取り扱いをしたということでございます。

○三原委員　そして、その後、市のほうに、先ほどもちょっと出ましたけど、それではさきに入札をして業者を決めて、その後に許可の申請をされたらどうですかと言われたんですが、これは事実ですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長　防府市の方が課のほうに来られて許可が要るようなことを聞いたと、判断したということを受けて、これからどうするかという御相談に見えたということでございます。その中で、私ども一つの案といたしまして、先ほど申しましたように、許可申請等が1カ月足らずでできるこういう様式の場合は、そういった見込みの上でそういったさきに、これは実際のその契約等は市のことでございますので、あれこれ言うのは私どもの立場じゃないんですが、一つの方法として、先に業者を決められて後から許可を取るということも可能ではないですかということで、少しサジェスチョンさせていただいたということでございます。

○三原委員　申しわけありませんが、やはりその入札ということになると、やっぱり資格というものが出てくると思うんですよ。今のそのアドバイスと申しますか、その点については資格がない業者にまず入札で落札させて資格をとれという意味になると思うんですが、大変ちょっと聞きにくいんですが、これ適正なアドバイスだったということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長　通常、産業廃棄物等の手続きの中では、非常に余りやらない行為だと、やらない仕様だと思います。ところが、今回災害廃棄物の件で、やはり早急に処理していかなければいけないという、そういう考え方のもとにアドバイスをさせていただいたと。特にこういったスケルトンとかいうのは、建設業者は結構お持ちな施設ということで、私ども理解をしておりましたんで、いろんな方が持っている施設ならばそういった手続きも可能ではないかということで申し上げたということです。

○三原委員　それで今言われました、1カ月足らずでと、今回の自走式スクリーンも約3週間で許可が出ております。市のほうとしましては、その1カ月程度で出せるだろうという話のもとだったので、もし出なかったら大変なことになる、リスクが高くなるということで、このような対応はとらなかったと。今もう一度聞きますが、1カ月足らずで出しますということをはっきり言われたのかどうかお尋ねいたします。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長　これにつきましては、私が1月27日に古谷部長さん以下来られまして、この許可が必要だという判断を示したことに対する対応についてお話をしたわけですけども、私のほうで入札後に許可を取らせるということができないのではないかというふうなことを申し上げて、今ちょっとすみません、質問は何だったですかね。

○三原委員 ちゃんと確約、出しますという。

○オ本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 1月以内に出せるよう努力しますというふうに、私どもその移動式の処理施設の設置許可については、追加で提出させていただいた資料をごらんになったらわかりますように、ミニアセスを行えば、後はその経理的基礎とかありますけども、そんなに難しい許可申請ではないというふうに理解しておりますので、そういうふうに申し上げました。

○三原委員 それでは、努力しますというとり方でよろしいですね。

○オ本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 はい。

○三原委員 それと最後もう一点ですね、防府市は県のそういう判断を受けまして2月の16日から今契約しました業者と交渉に入ったわけです。3月の12日に契約をしたわけです。そこで、市のほうは直接交渉に当たったクリーンセンターの所長が相手の業者からその交渉過程、3月の12日が契約ですよ、その以前ですね、2月16日が始まった交渉過程の中でもうしばらくしたらとれるということが言われた、許可がですね。もうしばらくしたらとれるということを受けて、それでは自走式ということで行こうということで見積もりをしたということがあったんですが、このもうしばらくしてとれる、それではこれは市が言うたことをそのままとったとして、申請すれば途中で経過がわかるように今のシステムがなっているということなのかどうか。こういうことがあり得るかどうかというのを、ちょっとお伺いします。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 先ほど申し上げたように、3月15日に今回の件は申請が出されて、4月8日、許可を出しておりますけども、途中段階でいつごろの見込みとかそんなことを私が申し上げることはございませんし、一切そういうことはありません。

○三原委員 そうじゃなくて、確認をとるために、市の所長は、クリーンセンターの所長はそういうふうに言っておるわけです。だから、今一応確認の上で県の方がそういう途中で経過報告でもされるのかなと思ったんですけど、今されないと、一切そういうことがないということで確認できました。

私は一応ここで終わります。

○木村委員 今の三原委員の質問の確認ですが、一つは、1カ月足らずで許可がとれるので先に業者を決めて、それから許可をとるようにされたらどうですかとアドバイスされた。この場合には今もお話がありましたが、多くの、少なくない業者さんがスケルトンは持っておられるわけですね。だから、そういう防府市内のスケルトンを持っておられる、あるいは使っておられる業者さん、複数の業者さんを視野に入れた、そういうアドバイス

だったのでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 私、先ほど申し上げたように、こういうスケルトンというものは一般的に建設業等で広くお使いになっているものだという、重機等も含めてですね、そういう実態ということで理解しておりましたので。そうは言いながら、一方で廃棄物処理業でやられている方は多分余りいらっしやらないと、つまり仕事柄余りそういうのはないですから。

だから、そういう意味で建設業等をやられている方が新たにやられることについてはどうなのかなということでアドバイスさせてもらったと。

○木村委員 どうなのかなということは、どういうことでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 だから、そういうことも可能ではないかということでございます。

○木村委員 しつこいようですが確認の意味で、ですから、スケルトンを持っている方がたくさんいらっしやるんで、そういう人たちも許可をとるようにしたらどうですかと、端的に言えばですよ。という意味合いで、そういう内容で言われたんですよ。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 申し上げたように、そういう方法もありますよということでのアドバイスです。

○木村委員 わかりました。

それから、市のほうは県がなかなかその判断を示してくれないというようなことを言っておりまして、県のほうは、先ほどお話にありましたように、早く処理計画を出してくれと、それでないトロンメルについてはもうこれは許可が要ると、しかし、スケルトンについては判断ができないということを繰り返し言われて、こういう項目について処理計画を出してくださいよというので、これは12月1日ですか、御丁寧に以下のようなことを書いて出してくれと、形式は問わないというようなことで出しておられますよね。

で、私ども素人が見ても、県がこういうことについて計画を出してくれと言われた内容は、そんなに難しい計画の内容ではないと思うんですけど、時間もそんなにかかりはしない、こんな計画出すのはですね、と思うんですが、それがなかなか出てこなかったという点ではどういう御感想をお持ちでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 大変防府市さんのことなんでお答えにくいんですけど、今委員おっしゃったように、そんなに難しいことを我々お聞きしたつもりはないんですけども、要は処理の流れが全体がわからないんで、とにかく全体をよく聞かせてくださいという趣旨でございました。

○木村委員 それから、これは専門家でないので聞いても余りよく理解できないかもしれ

ませんけれどもあえて聞きますが、トロンメルについては許可が要ると、それからスケルトンについては判断ができないという、その理由ですね。もちろん技術的なことが主だろうと思うんですが、その辺はなぜそうなっていったんでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 皆様方御存じかと、トロンメルというのは網がありまして、ぐるぐるぐるぐる回ってモーターでぐるぐる、まさにこれはだれが見ても施設ですよ。ところがスケルトンというのは単にその器具、先端につける器具なんです。したがって、このもう一つはトロンメルというのは、実は産業廃棄物処分業のほうで既に許可をお持ちのところで使われている実績があったんですね。したがって、そういう実態もありましたので、このトロンメルについてはまさにそういった機械であるし、そういった実績もあるし、これはもうすぐ施設ですよということで、一般廃棄物の処理施設として該当したことがないんで、産廃のほうをもとにですね、一般廃棄物処理施設についてもこれは当然該当するでしょうねということでお答えできたと。

ところが、スケルトンというのは今申しましたように、簡単なアタッチメントですよ。まずこんなもんで本当に処理ができるんかどうか、そこからよくわからなかったものですか、まずこれが本当に施設というもんかどうかということから含めて、広く判断しなければいけないというところがあったんで、全部いろいろで、先ほど申しましたように、いろいろその処理する全体をようお聞かせくださいと、その上で、これは本当に施設に該当するんかどうかということ、我々としては判断したいということ、をずっと申し上げたということでございます。

○木村委員 わかりました。

それから、もう一度お伺いしますが、スケルトンについて一般廃棄物処理業の許可をとっている業者については、それはもうスケルトンについてもみなしで許可をとってなくても、みなしで許可をとったものとみなすということを通知されたわけですが、その根拠と言いますか、何か先例なり法的な根拠というようなものがあるんでしょうか。産業廃棄物については何かそういうあれがあるようですね。その辺もしわかれれば。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 これは一般法令上の問題でございます、他方でもあるんですけども、廃棄物処理法においても一般的にその施設が法の施設に追加になる場合が結構ございますよね。そういった場合は既にそういった追加になる施設を使用になっている場合もあるわけですね。そういった場合に、やはりそこに既に使っているものについては新たにまた許可をとらせるというのは過重な負担になるんで、許可をとっているとみなすという、これは一般的な法令上の行為なんですね。ということでちょっと御理解をいただきたいんですけど。

○木村委員 とりあえず機械に関しては、施設については以上です。

○山田委員 今、施設の話が出たんでちょっと関連でちょっと聞かせてください。この要は設置許可ですよね。で、設置許可申請を出して設置許可が出ましたと。このみなし許可というのは2年間のみなし許可ということでもいいんですかね。それとも許可が出たら、その施設に対してはずっと使えるというものなのですかね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 それは委員がおっしゃった2年間というのはよく理解できないんですけど、基本的に施設許可というのは期間はございません。

○伊藤委員長 2年間というのが市の業の許可の更新の期間で、業の許可があるからみなしとみなしたということであれば、業の更新をするときにはそれはどうなるんでしょうかということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 わかりました。今申し上げた施設許可の場合は、一たん施設として許可すれば、それはずっと続くもんでございまして、市の基本的にも処分業とはかかわれなくなってくるということでございます。

○山田委員 今回、スケルトンにしても器具、アタッチメントというところの小さいところかもしれませんが、これ許可が出ると出ないじゃ大きな違いで、確認なんですけど、これが例えば破損したり、途中でですよ、途中で破損したり、使えなくなった場合は、この一つのものに対してまた新たな申請が必要なんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 まだ先ほど申しましたように、このみなし許可について届け出とかまだ手続きまだしておりませんので、それは今からなんですけど、基本的には一般的な話になるんですけども、施設が、例えば今おっしゃられたように、破損したりとかもう壊れて使えないとかいうことになりますと、例えば、それを直して使うということになれば何らかの変更許可が必要になるかもしれませんし、あるいは届け出か何かかもしれませんし、もう使わないというのなら廃止届とかそういった事務手続きは当然のことながら、廃棄物処理法上の手続きとして必要になってくる行為だと思います。

○山田委員 それについてちょっと一つ確認なんですけど、その申請書の中に、この物が確かに許可したものですよというようなことが、その申請書の中でわかるような仕組みになっているんですかね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 申し上げたように、まだみなしの事務手続きをしていないんですよ。したがって、まだ何とも書類上ないものですから、はい、ちょっとなかなかそこは答えできないところです。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松村委員 それでは、ちょっとさきに簡単に質問をいたしますけど、副市長の答弁で県

が未契約繰越はやってくれるなど言うたと、こういうふうにするんですけど、実際そういうのがあったかどうか教えてください。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 私どもが未契約繰越について言ったというよりも、これは環境省のほうで基本的には災害廃棄物の補助事業については緊急性があるので、基本的にはその年度にやるというのが大原則ですから、年度中に契約してくださいということを環境省のほうで言ったということです。

○松村委員 県は、じゃあその間に全く何も絡んでいないと、こういうことなんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 私どもは、書類上の伝達機関ですから、市から照会を受けてまた環境省のほうに照会して、またそれを市のほうに伝えるというような役割がございまして、私どもの固有の判断であれこれということとはございません。

○松村委員 それでは、次が、先ほど委員長の質問の御説明であったんですけど、市は急ぎょグレーゾーンが黒になって許可が要ると、こういうことに戸惑ったということなんですけども、先ほどおっしゃったのが、県としてはケースバイケースで判断しないと許可が要るかどうかわからなかったと、こういうことでございましたね。

で、このような話を先にやっておけばですね、市としてもそのグレーゾーンだけどやっぱり要るかもしれんから細心の注意を払って当然業務を処理するための業務ということを考えてんじゃないかと思うんですけども、こういう話というのはもっと前に市のほうとされなかったんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 先ほど私ちょっとお話をしましたように、基本的には処理計画を早く出してくださいということをお願いしておりましたし、11月2日に照会文書を持ってこられた折に、保健所のほうで、当然そのトロンメルが許可が要るということになったんだから、スケルトンだって許可が要るようになるかもしれませんよということで、その話をもう可能性があるということは防府市さんにお伝えしておったということです。

○松村委員 わかりました。

それでは、続いて、今これが4月8日に出た振動スクリーンの許可書をこう見ていくと、流れとしては3月12日に契約をして、3月15日に申請をなされたと。3月25日には1億円が市から振り込まれたと、この会社ですよ。で、4月8日に許可を出したと。こういうことだと思うんですけど、今これちょっと見ますと、この施設、振動スクリーンのことなんですけども、要は防府市からの前払金で100%支払われています。調達方法には当然借入金とかその他とかいろいろ項目はあるんですけど全く書かれてなくて、全部自己資金なんですけども、全部防府市からの前払金、見事に当てはまっています。

で、恐らくこの会社なんかは信用保証協会の方でもお金が借りれないというような状況らしいんですけども、一般的に、一般的にでいいんですけども、お金、そういう資金を借入できない、調達できないようなところにこういう許可がおりるのかどうか、それを教えてください。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 一般廃棄物に伴う、産廃に伴う設置許可申請について、一つの判断基準の経理的基礎というものが当然のことながらございます。これは法律施行令第4条の中で、一々確認しなさいというようなことは書いてございます。要はその財政というのは基礎が本当にあるのかどうかということで、借金だらけじゃないですかとか、そんなことをいろいろ確認するようになるわけでございます。

今回、ちょっと一般的な話をさきにさせていただくと、例えば損益の計算表であるとか、あるいはその法人税を払っているかとか、いちいち書類でもって確認して、その施設に伴う、それともう一つは、新たに施設を設置する場ですから、施設を購入する本当にお金があるのかどうかということも当然十分チェックをさせていただくということ。それは購入される場合の資金として借入金もあればいろいろケースありますよね。それで要するにどっからお金が出るんですかということも確認をさせていただいて、その上で確実に購入できますねということ、そしてその先に、購入した先にちゃんとその施設を使って仕事が維持管理できるということの経理的基礎ですね、お金はどっから出るんですか、どうするんですか、給料はどう払うんですかという、損益計算書をしっかり見させていただいた上で、経理的基礎についてはこれならよかろうということで判断して許可を出すという行為に一般的にはなるということです。

○松村委員 これは防府市のことですから、ちょっとわからないかもしれませんが、何か市はですね、その答弁の中に、この前聞いたことによると、法人税払っとるかどうかというのが、そういう書類しかなかったんですけど、それさえわかっておけば、その業のほうの許可おろせるということだったんですけど、やっぱりこういう手順は一緒だと思うんですよね。例えば今言われたように、損益計算書とか、その施設をお金で買うその資金があるかとかやっぱり見ると思うんですけど、同じでしょういね、やっぱりね、普通に考えてみたら。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 先ほど申し上げたように、これは法律事項でございまして、はい、同じでございます、大体。

○松村委員 ありがとうございます。

○三原委員 今の松村委員のちょっともう一点確認したいんですが、経理的基礎ですね、損益計算書、法人税、施設の購入の資金があるかどうかということで、最終的に判断され

たのはこの防府市からの前払金という点でございますか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回の維新の会社については、1億円という市からのお金があって、それで十分施設も買えるということの判断をしたというところでございます。

○藤本委員 今回の土砂災害の中間処理について、県議からの働きかけいうんか、関与があったかどうかお伺いします。県会議員。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 特にございませんけど。

○藤本委員 わかりました。

それから、10月16日に防府市が県の保健環境部主幹の末吉さんにスケルトンについて伺っているんですけども、ちょっと読ませてもらいますね。

スケルトンについては、今現在グレーゾーンであると。多くの工事現場で使われており、これを施設とすると現場が混乱する可能性があるというふうに言われたようですけども事実でしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 先ほど申し上げた、グレーゾーンということは言ったということを本人から聞いております。それから先おっしゃったことはありません。

○藤本委員 事実ではないということですか。言っていないかはっきり答弁ください。

○伊藤委員長 いや、言った、言っていないの答弁以外でも結構でございます。それは答弁できない場合もあります。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 本人が言った、言わんの話で、非常に細かい話なんで、私は本人等から提出された記録をもとにしか申し上げることはできませんけども、記録を見る限りはそういったものはございません。

○藤本委員 わかりました。

10月30日に防府市が文書で県のほうへ照会をしとるんですけども、文書で回答がもらえなかった。先ほども言われましたけども、私が思うに、文書で回答を求めているんですから、回答できない理由を文書で私は回答すべきだと思うんですけど、その点についてどうでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 だから、文書を出したいというふうに言ってこられたんで、回答をしてくださいというならば具体的なものを書いてそれから文書をお出しく下さいということを申し上げたところです。

○藤本委員 ですから、こういうことを出してくださいということを文書で私は回答すべきだと思うんですが、それができなかった理由は何でしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 ちょっと今よく理解できないんですけども、そもそもその回答、それは回答できないという、回答できませんという文書回答にはあるかもしれませんが、それは余り意味ないんで、要は許可が要るかどうかということをお聞きになりたいんですから、とにかく具体的なものをお示しくださいということを一貫して申し上げたということだけでございます。

○藤本委員 私には、余りしつこく聞くとグレーゾーンが黒になりますよと、ですから文書で聞かないように聞こえるんですけど、そうじゃないということですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 それは全くないと思います。

○木村委員 すみません、先ほどの松村委員の質問を確認したいんですけど、未契約繰越について、県としては特段の判断は当然してないと、取り次ぎをただけだと、国にです。国は極力そういうことはやってくれるなという回答があったということですが、法令的にはこういうものはあり得ないのですか、それともあるんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 国庫補助事務等については基本的には繰越というのは当然ある話でございます、翌債にしる明許繰越にしる、その事務手続きをやればそれは十分可能でございます。手続き上可能です。

○伊藤委員長 その他。

○土井委員 それでは、今度は今の機械以外のことでお尋ねをしたいんですが、実は市は契約書、契約書は自走式スクリーンの許可申請の中にも市と業者との契約はついてますんで、多分見ておられるんだろうと思いますが、県から許可を受けた施設を使ってやるというふうには実はなっているんですね、3月12日現在。ということは、トロンメル1つとスケルトンバケット1つだろうと思うんですが、それを今度は今、4月8日に県の許可を自走式スクリーンでもらったわけですが、そうすると、そして1月の段階ではこれまた全然違うんですが、そのスケルトンバケットと手作業で4カ所同時に処理をするということでは災害査定を受けているわけですよ。そうすると、今現在全く違う、4月、きょう23日現在、全く違うということは国にその変更補助申請はしなければならぬと思いますが、それは間違いないですか。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 この件につきましては、スケルトンバケットから振動スクリーンに変更するというふうなことについて相談がありまして、国に、環境省の方に照会しましたところ、変更の申請は要らないと。最終的に実績の報告のところではその変更を見るというふうなことで、だから、当初の補助金交付申請のみでよろしいと。ただし、補助金の上限は査定の際の2億4,500万円の半分の2分の1が上限ですよというふうに言われます。

○土井委員 逆に言えば上限が下がるかなという気がしたんですよ。大型でものすごく速く処理するわけですよ、人海が扱ってないわけですから。

○オ本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 その補助金の内訳というのは当初に出した補助申請書に基づいておりますので、その個別の事業で金額が減れば減る可能性はあると思います。

○土井委員 減る可能性はあるわけですね。それで、繰越の関係なんですけど、未契約繰越がどうのこうのということもあったわけですけども、市は12月の中旬の、市の中のプロジェクト会議なるもので、要するに未契約繰越どころか契約をしておいても年度内に完成しなかったらその分については補助金が出んかもしれんと、内示は1億2,000万円もらっておいても、その仕事が3,000万円しか出れん場合、3,000万円に相当する国庫補助金しか出ないかもしれんということをや非常に実は危惧をしておったんですが、報告書を見ますとね。

その懸念というのはいつごろ、だからその市は照会をし、いつごろその国を通じて回答されたのか。

というのはどういうことかということ、一番最初のころ言われた繰越はもう災害の復旧ですから年度内完成が大目標だという回答というのは、いつごろされたんでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 まず最初に言われた、その年度で終わらなかったら補助金も減らされるんじゃないかとかという趣旨の話だと思うんですけど、そう言ったことは基本的にないんで、要はそのときには最初から長期間、ある程度その量が多いですから、ある程度長期に及ぶというのは当然環境省も知った上での話でございまして、ただそうは言いながら、年度内着工、年度内ですね、契約と言いますか、そういうところは確実にやってくださいよという趣旨で、環境省の方が申したということでございます。

○土井委員 だから、多分そんな一遍そのあれしておれば、内示もろうておれば、それは事業の半分ぐらい繰り越すことは当たり前の話じゃろうし、結果的には12月の18日ですか、国庫補助申請の県との打ち合わせが。そのときに出ているのは少なくともその3カ月で終わるような、3月末で終わるような計画書でも何でもないわけですね、もう既に。200何日か300日ぐらいかかるような、だったと思います。

そのときに、これじゃいけないということはもちろん言っておられんから、そのまま1月13日の査定になったんだらうと思いますし、それでもって、また国の方もその時点でいやこねな4月以降にかかるような計画書を持ってきてもろうちゃ困るでということはないというふうな解釈していいですね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 おっしゃるとおりです。

○土井委員 まず12月14日の日にですね、市は県にメールと送って、というのは、繰り越してもいいか、要するにその未契約じゃなくて、事業が完成しないということでの繰り越しをしてもいいかというその繰越理由なるものをメールで送ったと、こう言うんですが、その内容は1と2とがありまして、2ではこういうふうに書いてあるんですね。「土砂の分別処理については当初計画では、移動式トロンメルでの処理を計画していた」と。しかし、「日処理量が5トンを超える場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条により、一般廃棄物処理施設とみなされ設置許可の対象となり、取得するには環境アセス等も必要となり長期間を要するため、スケルトン及び人力による分別方法を採用せざるを得なくなった」と。「よって、工期が当初3カ月程度を見込んでいたが、8カ月程度を要することになった」と。

これどうしても僕が理解できんのですけれども、移動式トロンメルであれば当初、工期は当初3カ月程度を見込んでいたと、3カ月で終わるぐらい、トロンメルというのはどういふものかは知りませんが、スケルトンと極端に違うもんなんではいしょうか。3カ月で終わるちゃ、少々の、5万トンあるんですよね、5万トン。だから、こういう何かうその繰越理由を書いてあるなと僕には思ったんですが、例えば。3カ月で終わるといふことは土日をのければ約70日、5万立米を70日で割ると1日715立米処理しなければいけないと。そんな機械と言ったら少々の大きな機械じゃないんですか。トロンメルといふのはそれだけの、それは100台ぐらい並べれば別ですよ。大体、一般的にトロンメルといふのは、1日の処理量といふのはどの程度のものなんですか、常識的に。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回の件は防府市さんが判断されたものでございまして、私ども全く承知をしておりませんし、トロンメルでどのぐらいできるのかといふのは一般界はなかなかない話だと思います。

○土井委員 いずれにしてもそんな大きなものではない。防府市が許可しているトロンメルで言えば、型式が出ておりますけどそれは大した数字ではないんですが、はい、わかりました。

それで、まず市が、私からしたらちょっと異様なぐらい市はなぜスケルトンバケットじゃなけんといけんか、トロンメルじゃなんじゃかんじゃと言って執拗に2月の下旬まで1月置きぐらいにこう照会を実はしてるんですね。で、5万立米片方ではあるわけで、県としてそんなスケルトンバケットじゃ、そのトロンメルじゃとてもまひょうしに合わんのだと。加えて環境省はできるだけその災害復旧、災害ですから年度内完成が、処理が望ましいという見解を持っているとするならば、こんなその耳かきみたいなもので5万立米は

できませんと、もっと大きな、今そのある業者が申請しているような自走式スクリーンですか、そういう程度のものを許可をとってやっちゃどうかとか、その補助金の関係から繰り越すことを前提としないならば、そういうふうなものをとらせたらどうかとかというようなことというのは指導はされましたか、されていませんか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 特に指導はしておりません。

○土井委員 指導はない、わかりました。

○重川委員 今までの質問の中でも出てきているかとも思いますが、県からいただいたこの資料でございますね。一番初めから3ページ目ですか、言われるとおり10月16日から4月7日までですか、あります。その中で、一番最初、これで②で市が照会をしておりますよね、前段で経緯があって2で照会事項として1、2、3の質問というか照会しております。それによって、県から⑥で回答がなされておりますね、照会1、照会2、照会3。

それで、ちょっとお尋ねするんですが、1日5トン以上の処理を1月の13日に初めて知ったと、詳細計画が出てきたということなんでしょう。国の査定時にですね。で、これについて、今までのやりとりが相当その9月ですか、以降あったということなんですが、これに対する県の認識というのはどういうふうにお考えになっているのかと。

○伊藤委員長 ちょっと質問が私どもわかりにくいです。

○重川委員 1日、県からの回答で処理能力が1日当たり5トン以上である施設であるので、設置許可が必要であると考えましたと、こういうことになっていきますよね。で、そのこの設置許可云々というのがいろいろ今までの過程で問題というか、いろいろ議論されているところなんですが、その災害の程度からして、当然こういうものは認識の中にあっただんじゃないかと思うんですが、その辺どういうふうな理解であったかということなんです。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですが。

○伊藤委員長 恐らく、恐らく想像するやに、土砂の量が膨大だったので、1日5トン以上というのは県としても想像できたのではないかと、そういうことじゃないです。

○重川委員 そうです。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 はい、わかりました。単純に考えれば、工期が決まれば、割り算すれば出るかもしれませんが。しかしながら、私、当初申しましたように、また処理できるかどうかというその処理施設として妥当なのかどうかというその判断がまず先なんです。その上で5トン以上ということの確認をするということでございます、5トンありきではないんですよ。

したがって、まずその5万立米からのものがあるって、いわゆる木くず等がどれだけ含ま

れているのか、どういう混在状態にあるのかと、そうしてそれをスケルトンによって振り分けして、本当にうまくこう仕分けができるのかどうかということを詳しく知らないとできなかったということ、そこを先ほど来説明しているんですけども、単にその5トン以上ということだけで判断したわけじゃないので、そこはちょっと御理解いただきたいんですけど。

○重川委員 それは一応そういうことで。

それから2番目の市からの照会で、今度は回答のほうですね。12月1日に保健センターを通じてクリーンセンターに文書照会しましたが回答はなされておられませんということで、この時点では回答は市から要はその具体的計画はなされなかったということの理解でいいわけですね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 市からは回答はいただいておりません。

○重川委員 ないと、はい。

それから、3番目ですね。トロンメルの特許について照会したときに、スケルトンについても回答しなかったのはなぜかということ。そこで重ねて、これは11月2日保健センターで協議されていると思うんですが、機器についてもその具体的な計画がないから回答できないと、こういうことでいいですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 はい、そうです。

○重川委員 それと、照会1の今回の判断の詳細を説明することということに対する回答で、前段回答の5行、4行目までは設置許可が必要であると考えましたと。なお、県の自治事務ですが、参考のため環境省に確認中ですので、別途早急に回答しますというくだりがありますよね。これは環境省というのはどういうふうな回答があったのか、そして書類があったかどうか。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 これは環境省に私どものほうから照会いたしまして、今、⑧という資料がありますよね。2月10日付の私どものほうから出した文書がありますが、この中で特にそのまず山口県、この一般廃棄物の処理施設の設置許可事務につきましては、県の自治事務であるということから、その裁量権、あるいはその当てはめ権限は県が有するものと。で、ただ、ちなみに環境省として県の見解として同じであるというふうな回答をいただいております。この資料、この2月10日の文書に同時に2通、これちょっとついてないんですが、各市町、防府市さんを含めて各市町に対して環境省に対する見解の文書を出してございまして、そこにちょっと書いてありますが、これちょっと資料要求の中になかったもんですから、それついておりませんけども、そういう文書を別途出しております。

○重川委員 それは市にも来ておるんですか、その文書は。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 はい、あります。そちらで御確認いただければ。

○重川委員 そうですか、はい。

○三原委員 すみません、先ほどあったと思うんですが、ちょっとお願いなんですけど、さっき施設許可の部分で事前協議という部分がいつからというのがちょっとわからないと、事前協議のスタート、わからないということだったんです、保健所じゃないですか、ですね。これ御確認いただいて、後またお知らせ願いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回の維新の振動スクリーンの件ですね、はい。

○伊藤委員長 ほか、よろしいですか。

○田中健次委員 最初に県のほうから提出していただいた書類の1月13日のところに「国の査定に立会。初めて具体的な処理計画が判明。事業報告（査定資料）⑩」という形でお示しをしてありますが、県のこの⑩防ク第441号1月13日という分ですが、これのどこを見ると、要するに届けが要するという判断になったわけでしょうか。

○才本前山口県廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班長 具体的にはこの80ページ、81ページのフロー図とその廃棄物の含有量調査でございます。

で、80ページ、当時1月の12日にその事前に環境省、見ておるんですが、80ページはそのときについておりましたが、これだけじゃさらにわからないと、そのごみの組成とか、土砂まじりの廃棄物の組成もちょっと示してもらわんと本当にこのようになるのかということで、その市のほうで調べられて、81ページは13日に追加された資料なんですけども、この2種類でもって確かに2段のスケルトンで処理していったら、処理が可能だなということを確認しております。

○田中健次委員 すみません、ちょっとわかりにくいんですが、こうやって2段のスケルトンバケットで処理するということがわかって、それで後、全体の日数で割ってということの計算で許可が要ることになるわけですか。ちょっとその辺のところが。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 まず今申し上げたとおり、80ページ、81ページのところで、まずその処理が可能かどうかということですね。処理の流れをまずは確認したということでございます。

次に、今度は5トン以上になるかどうかという計算をしたわけでございますが、当然のことながらこの量でございますね。量と期間ですね、等で算定して5トン以上に十分なる

という判断のもとに、施設に該当するという結論を出したというところでございます。

○田中健次委員 この80ページはわかりやすく示してあるということでは、いけば全体の工程がわかりやすく示してあるんですが、例えば、今ぐらいの中身であれば途中で示してあります施工の代価表ですよね、代価表。その中で見ても、2種類のスケルトン、大きさでするというようなことがわかって、それでも既にわかるような気もするんですが、そうすると県の資料の11ではなくて、もう一つ前の12月18日のそういう分でもわかったんではないかという気がするんですが。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回、何か報道によりますと12月にはわかったというようなことも言われておりましたけども、今回お示しした資料の12月18日、10番の資料でございますけれども、今回その中で出されたのが、この表で言いますと、28ページ、29ページですね、廃棄物を含む土砂分別・運搬業務というところで、29ページにですね、本工事費の内訳表ということで、スケルトンバケットを使ってどれだけのお金がかかるよというのがお示ししておられるところでございます。

で、これを見る限り、スケルトンバケットを使うんだなということはわかります。お金もどんだけかかるんだなということではわかるものの、実際これは本当にこれで処理ができるのかどうか、私どもが求めていた全体の処理の流れはちょっとこれではわからないということで、ちょっとこれでは判断できないということでもあります。

○田中健次委員 今言われた⑩の資料の、言われた29ページですけれども、その上の表で見るとスケルトンバケット100ミリ掛ける100ミリで、レキ質土、土砂の量が5万550立米だと。これをその下にスケルトンバケットリース料ということで、同じ網目の分が100ミリ掛ける100ミリでこれを8台使うということであれば、当然5万を8で割ってそれを全体の日数で割れば、それらしい計算が出るんじゃないかと。

その下の50ミリ掛ける50ミリのもう一つ目の細かい方の分別ですけれども、それも同じように、100ミリで分別してありますから、土砂の量は4万9,540立米という形に減っておりますけども、それをやっぱり同じような網目のものであれば、すればじゃなくて、8台でやるという形になれば、これでわかったような、わかるようなふうにも思えるんですけれども、きちんとしたこれは工程の流れを示しておりませんのでわかりませんけれども、この辺はある程度そういう廃棄物のプロの方が、廃棄物行政のプロの方が見ればわかるんじゃないかというふうに思えるんですけれども。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今言われたこの29ページのところで、スケルトンを使ってだんだんと選別されている量が少なくなるというこの数字が示してございます。しかしながら、この数字というのは防府市さんが、特に根拠を持たずに推定で出

された数字というふうに聞いております。したがって、具体的には先ほどの、1月13日に出された80ページのところの組成分析ですね、それを組成分析をされてどのくらい入っているのを我々確認をされて具体的な数字が出たというところで、私どもは聞いておりますし、その理解でもって判断したということです。

したがって、今申し上げたように、12月の時点のこの数字というのは費用算定の上でとりあえず推計値としてどのくらいこの5万立米等の中に廃棄物が入っているということを仮定で出されたこの計算値ということであろうということに理解しているということです。それでもってなかなか私どもは判断できないということです。

○田中健次委員 しかし、これを見られればある程度心配だということか危惧されるような、そういった状況でもあったということではあるわけでしょうか。これは工事費のものを示すと言ってしまえばそれまでなんですけども、この数字をそのままそういう形でもしすれば、施設というふうに判断せざるを得ないような、そういう危惧ということか、そういうことはその当時は考えられなかったわけでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 私どもが最終的に判断が要るかどうかの確実な最終確認、判断をするということでございます。

その前に、先ほど申してるとおり、11月2日には可能性があることは既にお示ししているわけですね。したがって、その安全側に立てば許可が要するという前提で作業をされるというのが一般的であろうかと思えます。

私どもは最終的な今申し上げた確認を単なるこういう推計値でもってなかなかできない。より根拠を持ったものでないと最終判断ができないということでもって、先ほどの1月13日の資料で具体的な数字を細かく出されたので、それで判断したということでございます。

○田中健次委員 そういう意味でいけば、その12月1日に防府の健康福祉センターを通じて照会をされたというものがかなり重要な意味合いを持つと、こういうことになるわけでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 おっしゃるとおりでございます。そういった具体的なものをいち早く出してくださいということを、私どもはお願いをしておったということでございます。

○田中健次委員 それで、12月1日のこれについては、防府市は電話で今、要するにその補助事業の申請の書類とかを出すので、すぐには何か出せないというような趣旨の回答をしたというようなふうに聞いておりますが、何かそういうことについては健康福祉センターのほうからは何か聞いておられますでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 クリーンセンターからは保健所なりあるいは本課の担当の方とやりとりしておりますけれども、今おっしゃったようなこの12月1日、私どもが要求した分の資料回答ですね、については難しいとかいうことで聞いたような記録はございません。

○田中健次委員 特に12月1日の文書については電話もひっくるめて回答というのは受けていないと、少し先になるだとか、これはちょっと難しいとか、そういうこともひっくるめて。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今申し上げたように、全くこれに対して何らの回答もいただいておりません。

○田中健次委員 わかりました。今の点はそれで置きます。

それときょう私どもがいただいたこの資料で、144ページにBM653Fというものについての資金計画というのか、そういうものが示してあります。

それから、そのちょっとさきの152ページにBM545Sですか、これについての資金計画と言いますか、そういうものが示してあります。それでちょっとお聞きしたいんですが、施設購入費はこれで、機械の購入費、施設の購入費はわかるわけですが、施設の維持管理に要する資金の総額が172万7千円というふうになっていて、これで自己資金が6,000万円というふうになっておりますが、施設の維持管理に要する資金の総額はこれ1日当たりの金額で示してありますね。これで大体どれぐらいのものがあればいいということになるわけでしょうか。自己資金、下の調達のコストと施設購入費が2,000万円はそれは当然それに充てられると、施設の維持管理に要する資金の総額が1日当たり172万円というふうにご覧になってお示ししてあるんですが、それで例えば1カ月分があればこれは認めるという、そういう考え方になるわけでしょうか。ちょっとその辺の考え方をお示しいただきたいんですが。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 今回、これ損益計算書等をこれちょっと個人情報でございますので添付しておりませんが、そういった中である程度長期にわたって当然その歳入のほうでは市からの当然金も入るでしょうから、そういった金も含めて実際に出ていく金ということでトータルの計算書をもって判断しているということでございます。

144ページは、施設購入と1日当たりの維持管理資金ということで出されておるということでございます。それは一覧表ということで御理解いただきたい。これとは別に今申し上げた損益計算書等をもとに判断しているということでございます。

○田中健次委員 だから、2,000万円、約2,000万円の施設購入費、それから維

持管理費は例えば1日172万円ということですが、そういう形でトータルでいくらあれば、いくら資金が調達できればいいという、そういう何か具体的な数字をはじくということとはしてないわけですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 それはございません。当然その事業に伴う収入もありますから、それらも含めて収入、それから支出等を含めた損益計算の中で判断していると。

○田中健次委員 それで、144ページのほうではこれで自己資金が6,000万円、それからこれで152ページの方は自己資金が4,000万円という形で割り振っているんですが、これが例えば5,000万円、3,000万円だったら許可されないということはある得たわけでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 それは特に意味のない数字だと思います。つまり、自己資金の中でこの施設が購入できればとりあえずそれでできる。そしてあと申し上げたように、収入も、事業収入も当然見込めますから、その中で当然維持管理等事業もできるということになりますので、単に6,000万円が5,000万円を通ったということでは判断にはならないと思います。

○田中健次委員 そうすると、施設の維持管理に要する資金というものはそんなになくてもそれは事業の中でされるわけですから、基本的には施設の設置に要する資金がクリアできれば、これの許可はおりたという考え方でいいわけでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 そうやってここのポイントは、要は本当にその施設を購入する資金があるかというところがポイントでございます。

○田中健次委員 そうしますと、例えば、161ページに防府市からそのそこに書いてある予定どおりの支払通知書が、これ3月25日振込ということでいつ出たあれかわかりませんが、1億円という形になっておりますが、1億円なくても、例えば4,000万円あればその2,000万円と1,450万円と3,500万円ですね、これ。4,000万円あれば十分これはそういう許可が下りたということになるわけでしょうか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 当然それは仮定の話でございますけども、この1億円がなくて自己資金が4,000万円、5,000万円あればまたそれなりの判断があったと思います。

○大田委員 私の方も山口県行政書士会の行政書士として山口県下の産業廃棄物の許認可関係をすべて山口県下のさせてもらってますし、会員からもこの分については確認してほしいと言われるのが、この7月21日豪雨により流出した土砂とともに堆積した木くず等の取り扱いについて、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の4条1項で今、防府市

のほうは一般廃棄物ということですのでずっと進めてきておりますけれども、これについて行政実例とかあるいは日本全国のこの最高裁判所の判例とか、これがいわゆるこれからのこういうケースの場合の先例になっていくから、これについて山口県及び環境省の見解をお聞きしたいと、それをまずお聞きします。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 実は、従前からこういった災害、豪雨災害等ですね、出ておまして、それでこういった災害廃棄物をどう処理していくかということで、平成17年2月18日付で通知、市町村等に対して通知をしておまして、要はこういったものをどういうふうに取り扱って、だれが責任を持って処分するのかという整理をさせていただきます。そして、それぞれの役割とか施設、基本的にはこういったものをもとに我々は災害対応をしているというところでございます。

この中で、今言われたように、一般廃棄物が主になりますけれども、災害廃棄物の処理というのは基本的にはそれぞれの市町村が責任持ってこういう事務でやっていくというのを基本にしているというところでございます。

○大田委員 市町村がやると言われるけれども、今回は防府市のほうで判断して、防府市は弁護士と相談して一般廃棄物だということでこれ進めてきていますけれども、結局その一番最初の防府市が一般廃棄物だとして判断してきたからこういうふうな3億円の随意契約になってきているし、山口県でことし3月、防府市内の石原川、それから剣川の今回の分については産業廃棄物ということで入札で発注されて、しかも単価が1立方メートル当たり2,300円という単価で山口県は産業廃棄物で発注されていると。

ところが、この防府市の場合の3億円の随意契約については、5万立方メートルを3億円で割ると1立方メートル当たりの単価は6千円ということなんです。となると、山口県、同じ防府市内の真尾とかそういう被災地から出したものについて、片一方は1立方メートル当たり2,300円と、で防府市の場合6千円と、2倍以上の値段の差が出てしまっている。

これについてもちょっと山口県の発注された分について、山口県はどういうふうに考えられて発注されたか、それについても説明をお願いします。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 これ基本的には廃棄物処理法上の産業廃棄物と一般廃棄物の規定によるものでございます。基本的には法律の中で産業廃棄物を工事と建設工事等に伴うものについては産業廃棄物という広い規定をしているわけですね。それ以外のものはすべて一般廃棄物という規定を法律の中でしているわけですね。

したがって、今回の災害でも国道262号線の道路災害復旧工事、これはあくまでも工事、道路災害復旧工事に伴うものだから、それに関係するものは産業廃棄物という整理な

んです。

もう一つ委員言われたような、河川等の災害があったですね。で、河川の復旧工事ということになれば、それはまさに建設工事、いわゆるその工作物の工事になりますから、それは広い意味で産廃ですよということになるわけですね。

まずその工事、そのものがどこから出て、そのどういった工事に伴う廃棄物かということで、産業廃棄物、一般廃棄物という仕分けが出てくるという、法律の中でですね。

○土井委員 ちょっと二、三点、確認だけ。教えてください。今方、田中さんがずっと、田中健次議員が質問された分で、4月13日にもらった資料で、要するに12月18日の分で、29ページでおよそその5トン以下か、以上かというのがわかるじゃないかというような話もありましたが、この12月18日に出た分では全体の処理日数というのはどこか書いてあります。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 18日の資料は特に期間はございません。

○土井委員 期間は書いてないですね。だから、100日かけるか、1,000日かけるかで5トン以上か以下かというのは判断、それは県はできんわね。はい、わかりました。

それともう一つ、きょう出た資料の中の144ページですけれども、維持費の資料が出てますよね。で、172万円って書いてあるけど、今ずっと見るとその施設の維持管理に要する資金の総額の中の下から、下からというか下の2つは、これ一番最初と最後だけ要する話であって、途中は運搬も何もするわけじゃないんで、その2つをのけたら日動43万5千円になるんですが、ランニングコストはね。そういうふうに解釈していいですかね。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 運転上はそうだと思います。

○土井委員 そうですよ、だから1日172万7千円、10日あれば1,700万円かかるということではないということですよ。

もう一点だけ、最後にすみません。市議会には11月24日の臨時議会にその国庫補助金を含めた予算計上がされているんですが、ということはもう11月24日には国庫補助金がいくらかは別としてもらえると、廃掃法によるその補助金がいくらかは別として、もらえるということはわかっておったわけですが、いつごろから国庫補助金の、市からそのもらえるじゃろうかもらえんじゃろうか、いやいやそれは出るよというのはいつごろに最初はあった話ですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 正確な期日はまたですね、もし必要なら調べてお話ししますけれども……

○土井委員 いや、10月ぐらいとか11月の初めごろとかです。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 もう9月、10月ごろの時点には、こうい

う災害廃棄物に対する補助事業があるというのが山口市さんにも防府市さんにも当然お伝えしてありますし、承知されているというところでございます。

そして、この補助事業がどういうメニューが対象になるかということもですね、それはもう十分にお知らせしています。

○土井委員 もう9月、10月にはですね。で、その時点であれよと、早うやりさんせよと、環境省は繰越というのは、こういう事業の性格から、事業の性格から好ましくないよというようなことも、その時点である程度は言っておられるんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 この災害の補助事業というのは、要するにさきに工事をやっちゃっても構わないんですね。

○土井委員 じゃあ指令前着工もオーケーなんですか。

○重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長 オーケーです。だから、もう7月災害があってもう8月には、例えばこういう工事をやったとか、事後であっても補助金が出るわけです。そういう特別な補助金なんですよ。

したがって、それは緊急性があるからということで、とにかく早くやってくださいと、そのかわり国庫補助制度というのは時間がかかりますから、補助申請等は少し遅れますけれどもという制度なんですよ。

○土井委員 それで今のその1月13日の資料の中の前半はもう領収書がどこもやったとか何とかというのまでついているということですね。

だから、今の仮置き場の処分も指令前着工もオーケーであったということですね。わかりました、ありがとうございます。すみません、どうも。

○伊藤委員長 ほかがございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、ないようですので、以上でお二方への質疑は終了いたしました。

重田前廃棄物・リサイクル対策課長、才本前ゼロエミッション推進班長におかれましては、長時間ありがとうございました。御退席されて結構でございます。どうもありがとうございました。

〔重田前山口県廃棄物・リサイクル対策課長、才本前ゼロエミッション推進班長 退室〕

○伊藤委員長 ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

山田委員、5分ほど遅れるそうです。

今後の委員会の進め方について、皆さんに御協議を願いたいんですが、参考人、証人等で呼ぶ方はきょうで以上ということによろしいでしょうか。

参考人、証人についてを招致しての調査はきょうのところによろしいですか。

マイクをお願いします。

○土井委員 中山弁護士に、市の執行部からはまだ中山弁護士からの法律相談の回答がどうという回答であったというのは明確に答えは出とらんので、出とらんというのを出してくれとらんので、聞きに行こうじゃないかという話がありましたが、そこについては向うから返答が来るということですが、返答がいつ来るかという確約があるのかないのか、ぱつと返答しますと言うてから1月先に来てもらうたら困るんであって、それがなければ……

○伊藤委員長 あるかないかだけまず御返事しましょう。26日、27日というところで今御返事をいただいて、26日、27日ぐらいまでには文書で回答しますという返事をいただいております。

○土井委員 じゃあ来週の月、火ですね。まあそのごろであれば結構ですが、それがまたエスケープされるようであったら電話を受けた人間を呼んで、具体的に何で今までその答えが出ちよらんのかわからんのですが、具体的な答えを出してほしいという気がします。

○伊藤委員長 職員の國吉さんにはその要請はしたんですよ。で、いつまでに出しますという。

○森重議会事務局長 しました。26か27日ごろまでには欲しいということを行いました。そのころであればという回答は。

○伊藤委員長 要は國吉氏に直接我々は聞いてないわけです。で、あれやったら参考人で呼ぶかという話もあった中で、藤井さん、その話は。

○土井委員 だから、國吉氏からも直接聞いとらんし、國吉氏からオーケーという話を聞いたという人の具体的なその報告の中身は聞いておりませんね。

○伊藤委員長 やむを得なかったねという。

○土井委員 やむを得なかったのか、それは世話ないと言われたのか、契約しとってんならしょうがないだろうと言われたのか、その辺のことを明確に本当は知りたいわけですよ、我々は。それによって判断変わってきますからね。

もう弁護士に相談してええと言うちゃったということが金科玉条のごとくなっているんで、その弁護士の答えが26、7ぐらいに明確に出ることが明確になっているんなら、それはそれで結構ですが、「ごめん、忙しい」、「ごめん、忙しい」でだらだらだらだら一月もその二月も引っ張られたんじゃたまったもんじゃないです。その可能性がある

のは26、7で、来んようならその直接電話を受けた人を証人なり参考人なり呼んで、具体的に聞かざるを得ない。

あるいは向うに、執行部の方に真摯なる態度があるとするれば、そのときうらうらというような返答しましたが実はこうでしたということの詳細に打ってでも出してくれるのが本当だろうと思うんですけども、それもすりゃせんということを申し上げとかなならんのですがね、私は。

○伊藤委員長 私見はなるだけ排除して、どうするかという話ですが、26、27という確約はないんですか、弁護士は。

○森重議会事務局長 それまでにうちが要望した部分で、それを言いました。そのぐらいであればと。正式な文書回答になりますから、慎重にやりたいということです。

○伊藤委員長 藤井さん、國吉さんの方は何と言うたか、出してくれというのは言っています、言ってない。

○藤井議会事務局係長 言ってないです。

○河田議会事務局次長補佐 回答の日にちは27日までにはということ。

○伊藤委員長 國吉さんも。（発言する者あり）なんでそんなに遅くなるんかね。國吉よ、職員の法令の。（発言する者あり）要は弁護士さんから話を聞いたのが國吉さんでしょう。彼がどういうことを、どういう文言で具体的に弁護士さんから回答を得たのかということについて、彼は本当はわかっちゃるはずですよ。それは、彼を参考人で呼んでないんで、我々としてはわからんわけですよ。

それちょっと今、照会してもらえるかね、國吉氏。あなた本人が何と聞いたか文書で出せと。もしくは参考人で呼ぶよと。

どちらにしてもそれからの判断ということになりますかね。後のそのほかの参考人、証人で招致するかしないかということは。

○田中健次委員 ほかの参考人ということであれば、きょうはまあ本庁の人に来ていただいたんですけど、やっぱりこの保健所の方に来ていただかないと困るんじゃないかと思うんですが、というのは、2つの点でやっぱり違うんですよ。

一つは10月26日のそのグレーゾーンの解釈の仕方が、10月ですか、最初の、一番最初のグレーゾーンの解釈の仕方が、市と県じゃまるきり違うわけですよ。グレーゾーンという言葉は一緒なんだけども、それが一つと。

12月1日の文書について、これは重要な文書だという県の認識だけれども、それについて市のほうは回答した、電話で回答したということだけれども、それについての連絡が県のほうに行っていないわけですね。すぐには出せないというようなそういう回答だったん

です。

だから、やっぱりそのどういう形の具体的な指導があったのか、きょうは一応県の統一見解みたいなものを聞いたわけですけど、この事業について具体的な指導がどうあったのか、やっぱりちょっと担当者で話をした人を、あれを聞かないと、その今ちょっと調査でいけば不十分ではないかという気がしてならんのですが。

○伊藤委員長 私と呼んだところで、言った、言わんの話だろうと思いますよ。

○田中健次委員 ちょっと委員長、ほかの委員の方の意見も聞いてください。

○土井委員 12月1日の分について、市役所は遅くなるというて言うたかどうかというのは、僕は余り関係ないと思うんですよ。むしろ逆に、だれじゃったか知らんけども、12月18日のときに説明をしたと言うて、あれ同時に出したと言うたか説明したというか、そんな趣旨のことをだれかが言うたような気がするんですけどね、12月18日のときに。ここの中で言うたのは。

○伊藤委員長 それで、土井委員はその直接の担当者と呼ぼうという御意見ですか。

○土井委員 僕はそんなに思いません。

○重川委員 県からもらった書類の中にも保健センターと協議したという内容が随所に、随所と言うか、何回か出てきますよね。例えばこの②のときもですね、県からもらった書類ですね、これは防ク第24号、このときも10月16日、保健センターからスケルトンによる分別は云々ということが出てきますし、それから1月26日も防府健康福祉センターから云々という文言が出てきますし、随所にそういうことが出てきますので、やはりそこは電話であったのか、文書はないだろうと思うんですが、やりとりという、口頭でのやりとりというか、その辺もあるんで、やはり担当者のいわゆる、それは言ったということになるのか、言わないということになるのかわかりませんが、その辺の事情は聞く必要があるんじゃないかというふうに、私は思います。

○伊藤委員長 これはどっちかが、私の方がうそを言うていましたと認めるまでやるんですか。食い違っているのはわかってますよね、もう。

○土井委員 私はその何というんかね、市役所がクリーンセンターとやった結果を、そのインフォメが残っちゃうわけですよ。とりあえずそれを信じたって前へ進めるんですよ。保健所は違うことを言うたというて、その防府市役所にとってみりゃ不利なことはそねえ書いてないでしょうから。それで了解したとしても前へ進めるんですよ、この今の作業は、極端な言い方したら。いや、保健所はそんなことを言うちよらんって、市役所はこねえいうて記録してあるけどそねえ言うちゃったですか、言うちやないですかって聞いたところでどうしようもないんですよ。全く非常に重要なあれがあるなら別ですよ。だけど、

要するに市役所が保健所と話をした、保健所はこねえ言うちゃったということを全部市役所の言い分を信じたって前へ進まんことはないでしょう。という趣旨です、僕が言うのは。前へ進まんのなら、やはり呼ばんにゃいけんです、それは。

○伊藤委員長 ほかには。一応委員会中ですのでマイクをお願いします。

○藤本委員 早い時期に保健センターが、それはもう設置許可が要るんよと言ったのであれば、状況は変わってきたもんですよね。そこら私参考人でそこまでしゃべってくれるかどうかはわかりませんが、証人喚問であれば価値があるかなというふうに私は思います。

○伊藤委員長 証人喚問で呼ぶべきだと、保健センターの職員を。

○藤本委員 結論をどこでもっていかによりますけどね。

○土井委員 設置許可というのは、グレーゾーンかどうかという部分ののですか。だから、その部分って僕は余り影響がないと思っているのは、きょうもその県の人言うちゃったけれども、グレーゾーンと思うたら危ないと思うてから1人手続きしいさんせいやと言うちゃったですわね。私もまさしくそね思うちよるんです、実は。グレーゾーンは白と市は解釈しているだけの話であって、それはもう見解の違いなんですよ。僕はそう思います。

○田中健次委員 だからそのグレーゾーンの解釈の仕方が、そういう県の解釈と違う意味づけでこの分にあるわけですよ。例えば、最後に、その他のところで考えられる方法、県からのアドバイスで、施設設置許可の対象としていないスケルトンである程度大きな木くずを除去し、その後人海戦術で小さいものを取り除く方法があると、こういうこととグレーゾーンでものによって違うということとは、ちょっとニュアンスが違うわけですよ。

だから、ちょっとそれによって私も藤本委員が言われるように、この10月何日ですか、16日のこれがやはり発端で、ここから市の対応がスタートしているわけですよ。だからちょっとそこの見極めはきちんとしておかないといけないのかなという気がするんですけども。

だから、一般的な話はきょう聞いてよくわかったんですが、個別的な指導が、その行政指導がどうあったのかいうことは、やっぱり聞かなくてはいけないんじゃないかと思うんですけど。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○三原委員 本当はきょうここの担当職員さんに、直接携わった人に聞くべきだったと思うんですが、恐らくもう話がちゃんと統一されてきているから、ちょっと同じ答えしか出てこんというような気が、やらんと言うちゃいけんのですけど、それも大事なんですけど、僕は一応一連の方を呼んできょうで参考人終わり、じゃあ、これまでやったことで何が皆

さんで問題だというのを、まず問題をこう整理した方がいいんじゃないか。それからやっぱりここのところ、これやっぱり呼ぼうじゃないとかやった方がわかりやすいような気がするんですがいかがでしょう。

〔「賛成です」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 その問題点の整理というのではないんですが、報告書の作成に当たって、今までの参考人の方々への質疑、答弁からここが恐らく大きな問題であろうという部分をちょっと私がポイントでまとめておりますので、ちょっとこれをごらんいただきたいというふうに思います。

大きな問題になるかなと思ったところが以下のポイントであります。まず1点目として、大きな1点目として、随意契約で仕方がないだろうということを判断した、この判断の成否について。その中にはほかの業者に許可をとらせるという方法はなかったのかということ、建設業とか、市内の建設業等とですね。これには市内業者に発注するという努力をしたかどうかということが含まれるかと思います。

それと、仕事の中で分離発注が可能ではなかったかという部分、こういったものがあるかと思います。

それから、2番目に、契約相手の審査が十分に行われたかということで、契約した相手の業者が廃棄物処理法に照らして契約可能だったかと、こういう審査をきちんと行ったかということ。

それから契約時、みなし許可等々はトロンメル1基、スケルトン1基ということで、その1基1基ずつについてのみなしだということできょうわかりましたので、それで工期その他というのは果たして考慮されていたのかという点。

それから契約内容ですが、契約金額は妥当かと、これは見積額と予定価がぴったりと合っているという点も含めてであります。

それから保証金を免除したということ、これは適法であるか。

それから前払金1億円を払ったこと、これは適当かということ。または必要であったかということでもあります。

それからこの契約自体が議会の議決に付すべき案件ではなかったかということ。

そして、最後に県との交渉過程の中で両者の言い分にそごがありますので、この部分についてどうだったかと。

こういったことがポイントであるかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○木村委員 全体に異議はないんですけど、①の(2)、分離発注は可能ではなかったかというのは、この随契やむなしの判断の成否とは直接は関係ないんじゃないですかね。別

の項目を起こして、分離発注は可能ではなかったかというふうにすべきじゃないかなと思ったんですが。

○伊藤委員長 もしかしたら、3の契約内容の中に入っていかもしれませんね。

○田中健次委員 私は、この前にもう一枚要るんじゃないかと思うんですが、今5つの一般廃棄物にした理由・経緯、それから県と市の協議の内容、それから契約に至る経緯、それから国庫補助金、それから一般廃棄物処理業の許可を得た経緯という形で最初に示したわけですから、少し事実関係を、その5つの中においてどうだったかということを、ちょっとまず吟味しないといけないんじゃないかと思うんです。

これはそういう吟味の後に出てくるまとめというのか、そういう内容だと思うんですよね。だから、いきなりこれでいくと、ある意味ではこう全体としてそのつじつまが合うようにこちらが考えてしまうと、そういうふうになりかねないので、一つ一つの項目について適当であったかどうか、一つ一つ見解が違う分は両方とも見解を並べて、ものによっては書いていかないといけないと思うんですよね。

それについて、例えば我々のコメントだとか、そういうものをちょっと積み上げて行って、その後こういう形にまとめるということであればいいんですが、いきなりここに来ると、事実関係をもうちょっと客観的に精査してみるという立場でいくと、ちょっとどうかなど、そういうふうに思いますけど。

○伊藤委員長 そのように作成いたします。1から5まで付託事件として決めたものがありますんで、これについて参考人に質疑をして返ってきた回答というのを取捨選択というか、全部を書くわけにはいきませんので、これについてはこのようだったというふうに事実を列挙していきます。で、5までそれぞれ書いた後に、このポイントに沿ってまとめていくというような感じで考えていただけたらいいかなというふうに思っています。

この報告書作成のポイントと表題になってますが、このあたり、もしくは付託事件の5つに照らして、今までの中で明らかになっていない部分、まだ必要だというものがあれば、先ほど三原委員の御意見あったように、ここの部分はまだちょっと明らかになってないんじゃないのということがあれば出していただいて、それによってまた参考人、証人を呼ぶ必要があれば考えたいと思いますが。

○田中健次委員 まだこの報告書作成のポイントの話だと思っているんですけど、あと繰越云々の話がありましたよね。それがちょっとこの中には入ってないので、さっきの、きょう話を聞いた、要するに工事をどんどん始めていいよという話から、その繰越にかかるその国庫補助の、それはちょっとつけ加えていただかないといけないんじゃないかというふうに思います。

○伊藤委員長 付託事件の中にもありますので、そのようにいたします。

○松村委員 だから、これについては委員長の方で1回まとめてもろうて、また後日委員で問題点について整理をしてだれを呼ぶかと、こういうことになるということによろしいですね。

○伊藤委員長 先に報告書のたたき台をつくって、それを見てまたやると。

○松村委員 だから、だれを呼んだ方がいいか、もう呼ばんでもいいんじゃないかとか、その辺の議論になってくるということですか。いやいやどうということなんかようわからんから。どうということなかなと思ったんで、ちょっと確認です。

○伊藤委員長 いやいや私はですね、実はこの報告書作成のポイントは、報告書について後でお話しようと思ってつくったんですが、三原委員の提案の中で、今までの分のポイントをちょっとみんなで分析をしてみたいという話があったんで、大きな問題というポイントがちょっとここに書いてあるんで、これを参考として今出したということです。

ただ、松村委員が言われるように、先に報告書のたたき台をつくって、それから必要性を考えていくということも一つの手段かもしれんですね。

○三原委員 報告書は最終的な段階だと思うんですよ。で、さっき言いましたけど、付議が5項目ですかね、あるんだから、まず田中委員も言われたように、一つずつみんなで疑問、問題点というのをそれぞれ出していった方が、わかりやすくて、やりやすくなってくるといけないかと思うんですが、どうでしょう。

○土井委員 僕は三原さんがおっしゃることでもいいと思うんですが、要するに最終的に今委員長がお示しになった、この作成のポイントを埋めていくのに当たって、まだこの部分が明らかにされてないとか、明確な回答がなかったとかというような部分をこの土日にそれぞれの委員はあれをして、そして、いずれにしても月曜か火曜日には中山弁護士からの回答が来るわけでしょうから、中山弁護士の回答が来たときにはぜひ委員会を開催してほしいですね。

だから、そのときまでに、今まで聞いたことであれを聞き忘れちゃった、あるいはまだ解決できてないとか、どうもうそを言うちゃらせんかいとかというような疑問点を整理をそれぞれの委員が委員の立場で整理をして、それを出しおうて、いや、あれはあのときあねえ言うちゃったとか、こねえ言うちゃったとかいうて、おおそうじゃったかということで解決できるものはどんどん消して行って、そして、いやいやそうじゃない、わしらもそれ抜かっちゃったねというのがあれば、その必要があれば、また副市長なのか部長なのかだれか知りませんが、直接わかる人間を呼ぶとかいうような感じでどうなんでしょうかね。

いずれにしても、中山弁護士から回答が月曜か火曜日にあったときには緊急でもいいか

ら、だから予定して27日の午後とかでもいいんですけども、ぜひ、委員会を招集するような形にしちよってもらって。

○伊藤委員長 一応今、國吉さんからの回答がございました。中山弁護士に話をして回答は口頭で、電話でやむを得ないでしょうねと言われたと、違法であるという話はなかったと、これ以上は答えようがないと、それのみだったということであります。（発言する者あり）それはそうかも、それはわからないですね。

一応、前払金の件とか随意契約の件、それから保証金免除の件、そして議決に、議事に付すべきではなかったかという件について、我々の委員会のほうとして、防府市の別の弁護士さんに法的な判断を今、求めようとしています。月曜日の5時からだと永田弁護士さんがあいておるといことで、そこで見解をお聞きしたいと、これはまた別個の話であります、それはしたいというふうに考えております。

○木村委員 今この委員会として弁護士さんに見解を聞くということですか。それは正式。

○伊藤委員長 そういうことです。決めておりませんが、予算入っておりますので、中山弁護士に行くのであれば市外になるんで、出張命令も要るんで議決の必要、そこで決する必要があるんですが、市内の弁護士さんに……

○田中健次委員 月曜日の5時じゃないと、だめなんですか。もうちょっとほかの日にはないですか。

○伊藤委員長 ないんでしょう。

○森重議会事務局長 きょう昼、連絡をしましたところ、すべて詰まっていると。26日の5時からであればということですよ。

○土井委員 木村さんがおっしゃるように、弁護士に、委員会として弁護士を照会しましょうねというやっばり、それは要るんじゃないかね。（発言する者あり）

○伊藤委員長 私は要らんとおっしゃいます。予算は助言を議決したから私はいいと思う。だからこれ紙代一々議決せんにゃいけんようになりますよ、同じことだから。どこが違うんかがわからんですけど。例えば、中山弁護士のとき皆さんに決してもらったのは、要は出張命令が要るからなんです、市外だから。

○田中健次委員 でも、その人に来てもらうのには報酬が要るでしょう。

○伊藤委員長 いやいや全然違いますよ。永田弁護士は弁護士相談をしに行くということ。相談をしに行くんです。参考人と呼ぶんじゃないんです。

○三原委員 相談でもただじゃない。

○伊藤委員長 ただじゃないけども、弁護士費用は見積もりの中に入れて本会議で議決をしましたんで。どうしても決めたいというんなら決めてもいい。

○土井委員 その弁護士さんの回答によって、委員会を支配するからね、その意見が。だからやっぱり委員会の総意に基づいていきますという形にすりゃあええわね。でんきはらんでも。

○伊藤委員長 どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中健次委員 それで何を聞くんですか。

○伊藤委員長 さっき言うた4点です。

○田中健次委員 4項目と言うと。

○伊藤委員長 ですから、まずは中山弁護士に國吉さんが照会をした点がありますね。随契は違法ではないかとか、保証金免除はいいのか、前払金はいいのか、この点ですね。これは法的にどうかという点。それと別に議会に付すべき事件ではなかったかという点。この4点です。

○田中健次委員 議会に付すべき事件かということと、保証金免除と、随契と、前金ですね。

○伊藤委員長 ということで弁護士さんに御相談したいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そうさせていただきます。

○木村委員 今後の運営のことについて確認の意味でお尋ねするんですけど、だから三原委員が言われたように、一たんここで中間総括と言いますか、そういうものをやって今後の方針をそこで出して、必要とあればまたその参考人なり証人の招致もしなければいけない。

で、一定の時期から今度はまとめに入るだろうと思うんですよ、文書作成する作業に入ると思うんですが、私、その際にさっきも言われたように、証人や参考人を呼ぶことをもうそこで閉じないで、文書をつくる過程でどうしてもここは確かめておきたいとか、もっと究明したいという事実が出てくるだろうと思うので、その際には作業の途中であっても呼ぶ余地は残しておった方がいいと思うんです。

○伊藤委員長 それは当然あると思います、可能性は。

○田中健次委員 そうなるとまたさっきの話に戻るんですけど、私は早い時期に健康福祉センターですか、やっぱりきょうの話は、電話で報告を受けているだとかそういう間接的な話で、やっぱり個別的な今回のものについてどういう行政指導がなされたかということについては、ちょっと今時点では疑問点がたくさんあるんですよ。

きょう出てきたこの分で、事前協議は健康福祉センターとされてますし、そういう意味で一区切りするんであったらそこまで呼んで一区切りをしていただきたいという、その事実関係の精査も含めて思うんですけれども。

○伊藤委員長 田中委員の御意見に対していかがでしょう。疑問点は多分尽きんと思うんですよね。最終的な結論にどうしても必要なものか、それを大きく左右するかどうかというものかどうかという判断を皆さんにさせていただきたいというふうに思っております。

(発言する者あり) それで皆さんにちょっと御意見を聞きたいと。どういうふうでそういう判断をされるか。

○藤本委員 予算の許される範囲であれば、私はそういう疑問を持っておられる委員がおられるのであれば、私はやるべきだろうと思いますね。あえてこうやらないでええという結論を出す必要は、性急に結論を出す必要はないと思います。

○伊藤委員長 その他ございますか。

○三原委員 私も先ほどからひとつ大きな疑問というのを抱いているんですけど、先ほど来られた方には移動式のやついつから事前協議をやったのかという点についてもわからないと。直接担当されてないということですね。その中の過程の中の話も恐らくきょう余り聞きませんでしたけど、わからないと思います。

そういう意味ではここは大変、何で昨年9月のあたりから、もうこの今私たちがスケルトンのほうへ目が向いたんだけど、全然違うところから、後ろから来て、どっかから来ている自走式が始まったのかなというのもすごく疑問に感じる場所なんですよ。

だから、聞いても、お話を聞くというのは、別に僕はいいと思いますけど。

○伊藤委員長 ちょっと確認します。自走式スクリーンの申請というのは保健所ですか。

○土井委員 だからそれは山口にわざわざ行かれんから、その事前協議で……

○伊藤委員長 出すならいいです、それを聞きたいだけです。もし廃棄物・リサイクル対策課に行くのであれば違うなと思って。

いかがですか。じゃあ招致するという事でよろしいですか。

○田中健次委員 それはきょうのように複数で来ていただいていると思うんですよね。

○三原委員 それは直接担当した人。

○田中健次委員 今ここに名前が書いてあるのは末吉さんとそれからもう一人の方が、2人で、古谷さんのときにはそんなようなお名前を。

○伊藤委員長 ちょっと人を特定せんにゃいけないので。同職の方が、両方保健センターにおったら業務をとめることにならんかと思って大変不安なんですけど。

○土井委員 保健所は今、こっちは分室だからね。(発言する者あり) それはおっちゃん

いかもしれんよ、山口帰りゃ。

○田中健次委員 末吉さんとそれから次長の人だったと思います、たしか。

○伊藤委員長 末吉さん外1名で、括弧、上司の方と思いますがという答弁が部長からはありました。

山田補佐のように、いや私じゃないですよと来て言われたら本当御迷惑ですからね、これ。本当ならえんじゃけど、部長が言うちよることが。

○田中健次委員 古谷さんとあと吉村さんにだれと話をしたのかいうのを確認してもらえます。

○森重議会事務局長 やめられた西村さんと末吉さん。

○伊藤委員長 次長ですか、それは。それと末吉さん。（「所長じゃないの」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時46分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○山田委員 今後の進め方というところで、まあ今証人を呼ぶ云々あったんですけど、その今までやった参考人からこう証言をいただく中で、質問をする中で、その双方の食い違いというのは確かにあったことなんで、そこを我々がこの百条委員会を立ち上げたということは、やっぱり疑問があったからこう立ち上げたわけで、この百条委員会を立ち上げることによって市民の皆さんの関心も多々できてきたと思うんですよ。それでこの百条委員会のある程度のところが最後の終結するところで要は市民の皆さんにお知らせをするのか、それとも、ところどころの中間報告というところを何かこうお示しするのかということもこの協議の、今後の協議の中でちょっと諮らんにやいけんように思うんですけど、どうでしょう。

○伊藤委員長 その前にちょっと先ほどの証人について人物が特定できましたので、人物を特定して参考人ですね、証人という話もありますが、参考人でいいですね。保健所の末吉さん、それからこれはもう現職ではありませんが、OBでございますが、西村前次長というお二人が市との交渉に当たられたということです。このお二人を参考人として招致するというところでよろしいですか。

○三原委員 市との交渉はいいんですけど、先ほどから出ている事前協議の担当者はだれだったのかなと。

○伊藤委員長 わかりません。それは維新さんに聞いてみないとわからんのではないですか。県に聞くんですか。（発言する者あり）では末吉さんでよろしいですか。

○土井委員 話というのは1人でいったら言うた、言わんの話になるから、西村さんという次長さんがその言ったことを保証するためについておられるんなら2人呼ぶことはないでね。

○伊藤委員長 いかがですか。

○土井委員 2人でもってちょうちょうはっしやっちゃったんなら、それはそうかもしれんけれども、分担して。だけど、その末吉さんがやるのをせいぜい議事録をとるじゃないが、頭の中に議事録を入れるために、そのあれする、1人と1人じゃったら何言うたやらわからん、うそ言うたなるからね。そのためにおってんじやったら、おっちゃんのうていいです。

○伊藤委員長 その必要性がそれほど高くないのであれば、西村前次長さんは退職されておる方ですから、呼ぶとなるといろいろ気も使わんにゃいけんかなというふうには思ってます。（発言する者あり）前次長ですね、当時の次長です。いかがでしょう、末吉さんお一人でよろしいですか。いけんとか、ええとも言うちゃないですが。

○田中健次委員 私はお一人で来られるのが大変だと思ったんで、お2人のほうがというぐらいの意味です。

○伊藤委員長 ではお一人でよろしいですか。

○山本委員 直接担当された方だけでいいような気がいたします。西村次長さんがどういうふうな役割を果たされたかどうかわかりませんが、この間の出てきた疑問に対する答えは末吉さんで……

○伊藤委員長 それでは、末吉さんを参考人として招致するというでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ではそのように決めます。日程ですが、26日ということで調整していただけますか。（発言する者あり）

では、今ちょっと県のほうに聞いていただきますんで、その間に先ほど山田委員からの御提案がありました、中間報告をすべきではないかという点についてであります、するとすれば恐らく私がすることになるかと思いますが、なかなか調査が残った段階で中間報告というのは正直厳しい。あとは報告書を書くだけという段階になればそれなりの報告ができますし、やはり皆さんの中で統一見解になってないものを報告するというのは、私とすればちょっと厳しいものがございます。

○土井委員 山田さんがおっしゃったように、市民もかなり興味持ってますし、それから報道の人らも、私らはこれだけの書類を見ながらわあわあ、あそこはどうか、ここはどうかと言っているけども、報道の人にはてんからわからんからですね。議会の傍聴人と同じで、資料も何もない、何言うちよるのやらわからんみたいなもんで、やっぱり報道からもわかりやすく説明をしてくれという話も僕もちょっと聞いたりもしてますから、26日の日に、保健所の人のあれができればその後、今までわかっちよること、今までわかっちよることによって委員会としてまとまるものがあれば、僕は中間報告をした方がいいと思いますよ。

○木村委員 委員長の厳しいというのも僕はわかりますよ。だから、先ほど今後のあれを検討したときに中間総括すると言ったじゃないですか。それをやった後、中間の会見なりなんなりしたらどうですか。中間総括のときに、今までの審議でこうこうこういう問題点が明らかになった。あるいはこういう疑問点が浮き彫りになってきたということだけを中間総括で明らかにして、それに基づいて委員長がマスコミなりなんなりに報告されたらどうですか。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時09分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど県の末吉さんを参考人で招致するというふうに決しましたが、文書質問、文書回答という形でも事足りるであろうという御意見もございましたので、皆さんで文書質問の内容をまとめていただき、それによる回答をもってまずは判断すると、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。そのように決めます。

一応委員会はこれで閉じますけども、（発言する者あり）では、暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時54分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

以上で本日の調査についてはすべて終了いたしました。次回の委員会は4月28日午前9時からでございます。よろしく願いいたします。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 2 時 5 5 分 散会

防府市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 4 月 2 3 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央